

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>緑地保全・緑化推進法人（以下みどり法人）が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置。ただし、みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地で、無償貸付又は自己保有に限る。</p> <p><u>市民緑地認定制度</u>・・・民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度</p> <p><u>みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）</u>・・・都市緑地法に基づき、NPO法人やまちづくり会社などの団体が市長の指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行うもの。</p> 特例措置の内容 <p>【延長】固定資産税・都市計画税の課税標準を、3年間1/2～5/6の範囲内で条例で定める割合に軽減（参考基準2/3）する現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。</p> <p>【拡充】特例措置の対象となる設置管理主体に都市再生推進法人を追加する。</p> <p><u>都市再生推進法人</u>・・・都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの</p> 		
関係条文	地方税法附則第15条第39項 地方税法施行令附則第11条第38項		
減収見込額	[初年度] 一 (▲12.9) [改正増減収額] 一	[平年度] ▲22.2 (▲33.3)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 民間活力を最大限活用した地域のオープンスペースの確保を推進することで、都市の良好な環境形成の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市における緑地・オープンスペースは、ゆとりやうるおいをもたらす空間の創出、美しい景観の形成、防災性の向上への寄与等、良好な住環境やビジネス環境の形成に不可欠である。 新型コロナ危機を踏まえ「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、快適に過ごせる環境や、ゆとりあるスペースへのニーズが高まっている。また、オフィス以外で働くライフスタイルの日常化が進むことが想定され、都市近郊・郊外部では、自宅周辺で働く人口が増加。休息、運動、緑に触れる空間として身近な公園緑地へのニーズが高まっている。 このように、オープンスペースのニーズが増大する一方で、財政制約等から地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは限界があり、都市公園等の面積が不足する地域は未だに多い。加えて、都市の魅力向上の観点から、「都市のスポンジ化」により散発的に発生した低未利用地の空間の質の向上・柔軟な活用が求められている。</p> <p>昨今の官民連携のまちづくりの推進により、まちづくりのコーディネーター・活動の推進主体である都市再生推進法人の指定数が増加し、あわせてオープンスペースを活用する事例が増加している。都市再生推進法人の特徴として、地域の将来ビジョンの提案、低未利用地を対象に含むまちづくり活動、官民間の円滑な調整に関する豊富な情報・ノウハウを有していることが挙げられる。そのため、都市再生推進法人による市民緑地の設置管理を推進することは、低未利用地の再整備による身近な緑地空間の創出や、市民緑地を活動拠点としたエリアマネジメントの推進による地域活性化につながる。</p>		

税制特例の拡充・延長により、多様な民間主体による認定市民緑地を設置・管理を推進することで、都市中心部においては高レベルの緑地管理を伴う屋外空間創出への民間投資を誘発し、感染拡大防止と経済社会活動の両立する「ゆとりとにぎわいあるまちづくり」につなげるとともに、都市近郊・郊外部においては住民ニーズに合わせた身近な緑地空間（オープンスペース）創出につなげ、もって都市の良好な環境形成の実現を図ることを目的とする。

【経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）】

（1）東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

感染症の教訓を踏まえた柔軟な働き方や地方都市での就労・居住の推進に向け、（中略）公園などのオープンスペースも活用した歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくり※を実現し、地域の魅力を高めるとともに、（略）。

※緑や水を活かした都市環境整備、交通拠点形成を含む駅周辺の都市空間再構築等。

【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 令和元年12月20日】

(c)居心地が良く歩きたくなる空間の創出のため、公募設置管理制度や市民緑地認定制度等の民間資金等を活用する取組等を促進し、公園の再生・活性化や緑・芝生地の創出、まちなかのにぎわいの創出を図る。

（【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4－1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

（1）質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ①魅力的な地方都市生活圏の形成

iv 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進）

要望理由

本要望に
対応する
縮減案

ページ

6—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>第4次社会资本整備重点計画（H27.9.18閣議決定）等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する ・業績指標23 都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量
	政策の達成目標	<p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m²/人（H24）→14.1 m²/人（R2）【+0.68 m²/人の0.02%に寄与】</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m²/人（H24）→14.1 m²/人（R2）【+0.68 m²/人の0.02%に寄与】</p> <p>※本目標については、第5次社会资本整備重点計画（令和3年3月公表予定）にも引き続き記載予定。次期計画のうち、目標については令和2年秋頃開催予定の社会资本整備審議会及び交通政策審議会において議論を進める予定としている。</p>
	政策目標の達成状況	<p>都市域における水と緑の公的空間量 【うち都市公園等】 H27年度：13.2 m²/人 H28年度：13.3 m²/人 H29年度：13.6 m²/人 H30年度：13.6 m²/人</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込件数： 令和3年度 5件、令和4年度 8件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>税制特例により、民間の公開緑地の整備が促進され、都市域における水と緑の公的空間の増加に寄与し、良好な都市環境が形成されることが見込まれる。</p> <p>ライフスタイルが変化するなかで、多様な民間主体による認定市民緑地を設置・管理を推進することで、感染拡大防止と経済社会活動の両立するゆとりとにぎわいあるまちづくりや住民ニーズに合致した身近な緑地空間（オープンスペース）創出につなげる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>市民緑地等整備事業 (社会资本整備総合交付金の内数) (令和3年度予算概算要求額 7,277億円)</p> <p>令和3年度予算概算要求：市民緑地等整備事業のうち支援対象に都市再生推進法人が市民緑地設置管理計画に基づき整備するものを追加する。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記の予算上の措置については、市民緑地の整備を推進する地方公共団体を経由した民間事業者等への補助に位置づけられる。</p> <p>一方、税制特例は、土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、質の高い緑地の維持管理運営を促進するものであり、従来以上に民間事業者等による適切な緑地の運営管理に係る取組みが期待され、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>民間事業者等による住民の利用に供する緑地の整備・管理運営は、国家的課題である都市再生を担い、かつ、良好な都市環境の形成及び防災対策に多大に寄与するという公益的側面を有する。したがって、税制特例は、固定資産税等の一部を軽減することにより、認定市民緑地の整備・維持に係る負担を軽減するものであり、必要最低限のものである。</p> <p>また、市民緑地認定制度は平成29年に創設されたものであり、今後制度の普及・税制特例対象となる設置管理者の拡充に伴い、認定件数は増加する見込みであることから、税制特例は引き続き必要である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	※H31.3時点でみどり法人が設置・管理する認定市民緑地をもとに減収見込みを算定		
		適用件数	減収額
	平成 28 年	一件	一千万円
	平成 29 年	0 件	0 百万円
	平成 30 年	2 件	9 百万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	令和元年	4 件	17.9 百万円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>【固定資産税】</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：平成 28 年度 — 平成 29 年度 0 平成 30 年度 131,694</p> <p>【都市計画税】</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：平成 28 年度 — 平成 29 年度 0 平成 30 年度 72,968</p>		
前回要望時の達成目標	<p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m²/人 (H24) → 14.1 m²/人 (R2) 【+0.68 m²/人の 0.02%に寄与】</p> <p>民間主体による市民緑地の整備 0 件 (H29 制度創設時) → 70 件 (H33)</p>		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 13.6 m²/人 (平成 30 年度) 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであり、目標達成に向けて着実に進んでいるものの、引き続き努力が必要である。</p> <p>○民間主体による市民緑地の整備 8 件 (令和 2 年度) 制度適用見込み件数について未達成となったことから制度周知の徹底を図り、適用実績の増加を図るとともに、多様な主体による市民緑地管理を促すため、税制特例措置の対象として都市再生推進法人の追加を要望する。</p>		
これまでの要望経緯	<p>平成 29 年度 創設 令和元年度 延長</p>		